

市町名	面積	一五代未満	一五二〇代	二〇代以上	計
古市 東ノ町		○	二	九	一一
同 西ノ町		○	○	六	六
市屋敷 東町	一四		七	六	二七
同 西町	五		一六	四	二五

この地割から市町成立の年代の順序が考えられないだろうか。

## 戦国期の春野

### 吉良宣経の善政

「吉良條目」 「吉良物語」によれば、吉良宣経（一五一四—一五一）は「善い哉、教戒する事、宣経はそれ人倫の重き所を知れる人か」とあるように、戦国武将ながらも儒教政治を実践した名君のようである。「吉良物語」のほかには宣経について語るものなく、また「吉良物語」の記事も、あまりに儒教的であって、戦国期という時代相との間に違和を感じられるが、以下同書によつて宣経を語ることにしよう。

宣経は、天文二十年（一五五二）三十八歳で死去したことになつてゐるので、大平国雄より少し後れて活動した武将であった。宣経についてはまず「吉良條目」を語らねばならない。條目制定は「長宗我部捷書」に先んじること約五十年であるが、その制定が天文年中とすれば、他に例のことではない。條目は二つの部分からな

り、一つは積極的に実行を奨励した項目「法式」であり、他は「禁制の目」とあるように、逆に禁止を命じたものである。もちろんこのように截然と分けるのは不自然であつて、互いに入り交つてはいるが、大体両者でいわゆる権の両面となる。まず「其の目」に云くとある「法式」—奨励条項を示そう。

諸士は国の藩衛なり、常に恩を厚うし大なる咎にあらずんば述式没収すべからざる事、農民は國を養ふの本なり、宜しく憐憫して飢寒に及ばしむべからず。田地二町以上耕作する百姓には武具を与へて武芸を習はしむべき事。

孝は百行の本、忠は義を行ふの根なり、人々忠節孝行を勵み志すべき事。

朋友相交るには信實を本とす。艱苦の時送に相救ひ惠むべき事。

同郡の組衆并に会約の衆は常に相親みて兄弟の如くし、怨あれば直ちに告げ語りて聊か心に残すべからざる事。

昼夜に限らず苦し洪水焼亡出で来らば、其の処に早鐘を撞きて隣境の同約衆より急に救ふべき事。

敵方俄に來りて攻め取り濫妨し、或は麦稻を刈り取る事あらば、村々に太鼓を打ち鉄砲を鳴らして隣郷群り起つて早速追ひ払ふべき事。

諸士の組頭、百姓の庄屋と成る者、間断なく支配の人の善惡を吟味して、小善小惡は辭にて褒美警戒して是を勧め懲らし、

大なる善惡は領主へ告げて賞を与へ、罰を行ふべき事。

組頭、横目、庄屋、小奉行毫髪も賂を納むべからず、日々油斷なく

巡察して四民其の業に怠らざる様にすべき事。

獄訟訴論の判断は心を平にして、依拠なく必ず跡に拘らず其の情を

尋ねて賞罰の輕重を定むべき事。

從來の商人、或は他郷の出家行者よく穿鑿して早く領内を出すべき事。

武勇芸能の士は國の宝なり、領下に若し是あらば微賤の者なりとも

「吉良條目」  
吉良(高知県立図書館蔵)

時天文二十年二月八日事ナリ  
説定條目事  
宣経重テ右近ト評終シ同郡並一味衆ハ示  
合テ條目ノ定メラル其日ニテノ諸士ハ國ノ  
屏除ナリ常ニ恩ノ厚アシナル咎ニアラスバ  
連式没収スカラサル事農民ハ國ノ養ノ本  
ナリ宜シノ時傾城シテ飢寒ニ及ハシムヘタク田  
地ニ町以上耕作スル百姓ニハ武具ヲ與ヘテ武藝  
ヲ習ハシムベキ事孝ハ百行ノ本忠義ハ義ヲ行  
ノ根ナリ人々忠節孝行ヲ屬シ志スベキ事

武勇芸能の士は國の宝なり、領下に若し是あらば微賤の者なりとも

挙げ用ふべし、他郷に居る者は懲懃はんぎんを尽して招き寄すべき事。

境目番手の士、毎日每夜物見を出して敵若し取り蒐るを見ば、定めの如く太鼓を打ち烽火を揚ぐべし。仮令合図相違の儀ありとも重ねて猶豫する事勿れ、幾度も徒の如く武器を帶して馳せ集るべき事。

「法式」は以上十三条から成っている。

つぎに「禁制の目」は、

総べて事の是非を<sup>せん</sup>會議し軍の勝敗など評定する時先づ心底を残す事勿れ。然も友を<sup>あなど</sup>慢り我を立て非を遂げ理を圧すべからず、又衆議の時の争論に嘗て遺恨を挟むべからざる事。

敵の間言を弁ぜずして味方に唱へて聴を惑わし、或は造言して人を<sup>そし</sup>罵り讒言して人を罪に落し、或は双方へ便佞して朋友の中を妨ぐる輩等は追放又は斬罪たるべき事。

不孝不忠或は妻を虐し下人に恩なき輩は了簡を以つて其の咎あるべき事。

己が業作を怠り博奕大酒する者は科代として布穀錢を出さしむべき事。

家居衣服食物分限に過ぐる者も亦小さき科代有るべき事。

組頭の指図を軽んじ長者へ無礼なる士、付たり庄屋の触に従はざる百姓は、吟味を極めて咎あるべき事。

諸士の酒宴乱舞は子細を組頭へ断つて後に催すべし、下民の躍遊は、時を計つて上より許すべし、其の外は堅く禁斷の事。

同約の衆一切奸邪なる者を置し置く事勿れ、他所より其の家へ走り籠む者ある時無駄に介け抱ゆる事勿れ、穿鑿<sup>せんくつ</sup>の上にして咎あるに極らば向の主へ相渡すべし、但し小科は主人へ断りて宥め赦さしむべき事。

軍中にて大将の下知を聽かず撻に相違の輩は、仮令戰功ありとも重科たるべき事。

陣所にて口論喧嘩する輩は是非の議論に及ばず双方罪科たるべし、長者<sup>おとな</sup>しく堪忍する者には賞あるべき事。

以上十ヶ条よりなつてゐる。この方は「禁制の目」らしく、罪科一刑罰を「斬罪」「咎」「布穀錢」「科代」「重

## 科」として示している。

さてこの「吉良條目」が、真に宣経の時代に制定されたものであるかどうか。宣経自身が他の史料に見出されないこともあり、容易には定められないことである。読者は、整備したその文章といい、その内容といい、かなり近世的発想のあることに気がつくだろう。いまは「吉良物語」に従つて宣経という稀有の名君名將があつたとし、「吉良條目」がその制定にかかるものとしても、後世儒学者大高坂芝山が潤色した際、多くの儒教的な思想、徳目を加えたものと考えるのが自然ではなかろうか。したがつて、いかにも芝山潤色前の本来の條目を知りたいものであるが、それはほとんど不可能であろう。残された道は、「吉良條目」から芝山潤色前の部分を除いて原稿を選り出すことであるが、これも容易なことではない。戦国期と近世初頭の思想、制度にはかなり類似したことが多いからである。ただ一例として断片的ではあるが、「法式」のなかの「忠節孝行」「鉄砲」「四民」等は近世的なものであり、吉良氏の時代にすでに鉄砲が紹介されるのは困難と思う。また四民一士農工商とは、吉良宣経死後半世紀豊臣秀吉によつて打ち出される社会制度である。

しかしながら、われわれは短絡であつてはならない。たとえば「禁制の目」の第一項、第二項は宣経を含んでいわば諸侍の心得書であり、功名心に燃え血氣盛んで、我意に募り易い戦国武士に対する厳しい訓えである。「今川状」<sup>(2)</sup>の発想にも似たものと思われ、これによつてはじめて戦国武士の統制は成り立つ。戦国大名に向つては挫折したとしても、国人としては、相当大をなした吉良氏の家臣團統制法として自然ではなかろうか。これに近い掟が宣経によつて制定されたとしても不自然ではない。吉良氏の歴史はその起りから滅亡までまことに疑問が多い。しかもその解説は現在のところかなり困難である。今は抹殺するにたる反証のないかぎり、春野地方の歴史に、光芒を放つた「吉良物語」の記事をたいせつにするべきであろう。もちろんつねに事実の解明に努力を

続けることは必要であるとしても。

（陳所：「口論宣嘆」等は是非の議論に及ぶ  
双方、罪科ノレバ長考ノ堪忍スル者ニハ實  
有べ事。此外軍ノ法律二十箇條ノ定メラニ我  
周ノ諸家ノ法度ヲ見ニ皆紀綱ノ本ノ知今  
吉良ノ條日ニ曰ク志幸ノ屬ミテレヌミノ不孝  
不忠ノ輩ハ其咎ノシント善哉教戒スル事宣經  
ハソ人命ノ重キ所ノ如レル人々  
學問武道之沙汰事  
森西時マラス長キ月ノノレフナニ南村ノ梅軒  
ト云人來レリ是ハ舊中國筋ノ者ニテ儒書ト  
吉（高知） 良（県立） 物語書館蔵）

南村梅軒と南学 海南朱子学—土佐南学の開祖といわれる南村梅軒についても、「吉良物語」のほかにほとんど伝えるものがない。ただ「大内氏実録」の大内氏の「有名衆」に有梅軒とあるのが、梅軒と同一人ではないかとしている程度である。しかるに梅軒は、完全に歴史上の人物として市民権をえている。すなわち、高等学校日本歴史教科

書にも「また南村梅軒は土佐で朱子学を講じて南学の祖となつた」「日本史」三省堂というのである。戦国時代京都の衰微によって、学問、文化の地方普及があり、儒学にも長門（山口県）の人桂庵玄樹の薩摩南学開始が伝えられている。梅軒もそれに類する学統として典拠は薄弱としても市民権を得たものである。春野地方の歴史では、唯一の高等学校歴史教科書掲載である。結構なことである。

さて「吉良物語」には梅軒の来国と出国をつぎのように示している。まず「霖雨晴れやらず長き日の徒然なるに、南村の梅軒と云ふ人来れり」と来国を述べ、その出国は吉良宣経の死後「南村氏年老いたれば故郷へや帰りけん、又何方へや行きけん、此の国には居らざりけり」といかさま入国、出国ともに模胡としている。同書はまたその経歷について「舊中國筋の者にて儒書と武經とを兼学し又禪定にも達せり」と簡約している。右の中国筋の者を手掛りに、大内氏の有名衆から有梅軒を捜し求めたことであろう。またいかにも兵馬倥偬に明け暮れた時代らしく、僧でありながら儒仏のほかに兵学にも通じていたのであつた。時代といえばこのほか五山の学問の伝統が考えられようが、いまは問題としない。

さて「吉良物語」は、梅軒の学問を吉良宣経との問答—宣経の質問に対する梅軒の答えとして示す。まず儒学について梅軒は「古ヘよく小人の儒、君子の儒」「或は達儒、腐儒、真儒、曲儒」に分けられるし、求むべきは君子の儒、達儒、真儒であるとする。さらに儒学によって、修身の徳を養うばかりでなく「君父に事」え「臣妾を使」い「家を齊ヘ國を治」め、ついには「天下を平かにし、四海九州へ弘め行」なうことができるという。また具体的に儒学を学ぶにはまず「四書」より入れとし、進んで儒学を実践するに当つては、何よりも事物の真偽是非の判断—知性の養成がたいせつである。そのためには急いではならない。熟慮慎重が求められる。すなわち是れ遅き者は知を用ふる事固く、謀り慮る事遠く、事々熟練して根を深うし蒂<sup>へた</sup>を堅くする故に能く終を持てり。逸き者は機に乘じて敵を討ち、変に従ひて勝を制し、先を取つて不意に出る事、谷水の下に流れ秋風の木の葉を散らすが如し。是以て豪氣大に人を呑みて身に反して後へを顧みざれば、危きを知らざる事、蟬<sup>かみのり</sup>の蟬を窺ひて後に野鳥の有るを顧みざるに似たり。千里万里の外を慮らざる故に患へ蕭牆<sup>しゃうじょう</sup>几席<sup>きせき</sup>の下より起る、思ふに、斯の如き人は必ず事を為すこと周密ならず、才を用ふること疎略にして、独断を好んで人の謀を取らざれば、一時甚だ快しと雖も終を善くすることなし。

と教える。したがつて「明君は政令のことを三老五叟に問ひ計りて後に布き行ふ。大徳大智の人あれば疎遠なるをも親しみ近付けて言を尽さしめて、我が心鑑の曇りを磨研く。軍を出せば謀主と云ふ者を置いて朝夕軍政を相談し、戦の前には諸大将の策を合はせて詳に勝敗を考へ、又会集して評定し、其の策の善に従うて己を用ふることを必とせず」と述べる。いかにも朱子学らしく知識尊重—合理主義、合議主義的である。<sup>(4)</sup>

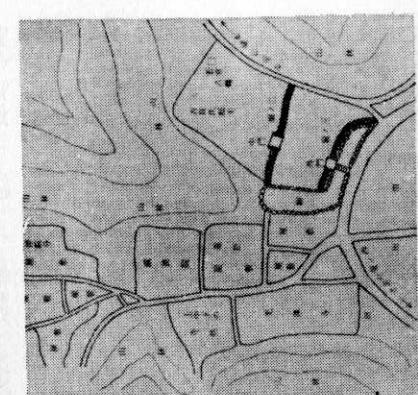
さらにつこの主知主義を支える根底に禅学があつた。すなわち

予固陋にして歩を真儒の道に跋つること能はず、叩りに自ら謂へらく、五常三綱の道は眞に天地古今人間世界を持ち立つべし、諸子百家是を改め替ふること能はじ、但し明に此の心境を曉る事は禅法に如くはなし。心は身の主にして万の根なり、

**吉良堤** すでに前述で、名主層が土居を中心に中世吾南地方の開発を進めたことにふれたが、名主を従えてより強力な支配を持った国人が、こうした開発に無関心であったとは思われない。そこで弘岡上に伝わる吉良堤をあげて、国人の力による春野地方開発の問題を考えることにしよう。この堤の建設者が誰であつたかも、その年代がいつであったかもわからないが、その遺跡からみておそらく吉良宣経頃にありえたものである。

触れておこう。御殿で梅軒が南学を教えたとしたのは、「南学読本」昭和十二年刊である。当時南学精神は高知県の思想、教育を風靡していた。南学発祥の地はかくて御殿という地名と結び付けられて定説化した。小島祐馬博士は「弘岡地検帳」中之村上之村を詳細に研究され、弘岡上大谷の「御土居」付近を梅軒講学の地とされた。

「吉良物語」のなかには講学の場所は示されていない。どこかで講学されたことは間違いないとしても、今は定めがたい。たしかに「御土居」付近には寺院は多い。僧としては寺院で講学するのが自然であり、又土居に迎えられて講学するのも自然である。何をわざわざ離れた御殿に求めなければならないであろうかとも云える。もつとも御殿の付近は地検帳に「薬師堂村」とある。今も谷の行き詰めに薬師堂があり、高さ一メートルたらずの仏像が安置され、前面は寺院跡と覚ばしき広い屋敷地である。ここに梅軒が、暫く杖を止め講学したとしてもけつして不思議ではない。このように今となつてどことも全く定めにくいが、ただ「荒倉神社文書」によれば、御殿なる地名は梅軒当時はなかつたものである。地検帳にもないが、その後山内氏入国後、藩の公用の役人の宿泊所として定められたものである。同文書の「口上書之覚」神主孫右衛門願書に「私舅山崎長左衛門屋敷を御殿ニ成させられるに付、私居屋敷住家共長左衛門に遣し候得と小倉庄助様仰付けさせられ、則相渡し私には右開発地を居屋敷に仰付けさせられ」と明白である。御殿は県下各地に、この時点一野中兼山前後一に設けられたものと考えられる。結局梅軒講学の地は御殿よりは薬師堂付近か、大谷の土居カ谷付近かとするものである。



土居が谷(大谷)略図  
(小島祐馬博士原図宅間一之氏写)

心根若し落々として定静なるにあらずんば、何を以つて日用の事をなさん。或は千兵万馬の混亂する所、山林川沢の震動する時に逢ひて、此の心鎮定せんば如何ぞ恐れて且惑はざらん。

として儒禪一致を説く。もともと朱子学は禪の思想の影響を受けて成長発展したものという。主知主義の限界—混亂と疑惑—を定静—思索によって克服しようとするものであろう。潤色者芝山は「我が

儒の居敬を説かずして禪学に入ること我甚だ惜しむ」としているが、これはまた、禪と袂を別つた当時の芝山としては自然であるつかしさを率直に認めている。当然であろう。

ところで「吉良物語」によれば、梅軒を理解したのは、僅かに宣経とその従弟の吉良右近宣義の二人であったらしく、宣経の子宣直も居眠りしたという。同書にも「出家やなどの様に武士の物読み何かせん」の時代であれば自然である。梅軒の学が、春野地方に直接根を下したものとは考えられないが、近世末期以後の春野地方教学の象徴として追慕される。吉良氏一族と伝えられる如淵(眞西堂)、「吉良物語」著者にその学問は伝えられたといふが、如淵は宗安寺(高知市)にうつり住み、後吉良親実に坐して殺されたとも、あるいは難を遁れ上京したともいわれる。なおこれに関連して、故小島祐馬博士が「高知新聞」紙上で、南学発祥の地御殿説に反対したことによ

弘岡上揚田武実氏によれば、中堤一吉良堤は弘岡上の現在楠神社の鎮座する小丘付近より、ほぼ南の方向に約二百メートル伸びていたという。現在の堤防強化のために吉良堤の土砂はすべて取り払われていまは往時を知ることはできないが、吉良氏支配の時代における仁淀川の流路からは、きわめて自然の位置である。まず吉良氏滅亡の場所—吉良宣直自殺の如来堂は、仁淀川中央の島であったと伝えられているので、如来堂の東側を一分流が流れていたにちがいない。また楠神社の東方にも一分流が考えられる。これは現在弘岡井筋の本流が通じているが、古来よく堤防の決済した所であるうえ、また「弘岡地検帳」中之村 上之村には、この流れ筋に沿つて

ヲロノ本。

一、三十代 出四十壹代貳分勾 下畠

同（池ノ上村）主作 中井彦十郎 紿

以下「オロノ本」の地字があるが、このオロとは川を流れる枯木、雑草類の集団である。オロノ本はしたがつてそのオロの流れる川に接した所である。「大野郷伊野村地検帳」には、「オロ給」として、オロを監視する者—実は洪水監視の水番—に田地が給与されている。

こうして二つの仁淀川分流に挟まれた所が、楠神社の小丘を頂点とする自然堤防であつて、ここには前記「弘岡地検帳」中之村上之村 に、

中宮寺前神母ヤンキ

中宮寺 主作 中宮寺 分

一、三十代 出三十六代貳分勾 下ヤシキ

以下約十屋敷の集落が発達し、おそらく本来の楠神社と結び付いたと思われる寺院も左のように生きている。

中宮寺中

同（中宮村） 中宮寺

一、貳反拾代 出壱反拾五代五分 中ヤシキ

こうした重要な集落を洪水から守るためには是非堤防が必要である。ただし仁淀川沿いに展開する現在の長堤とは関係ない。いわば霞堤であつて、激流によつて田畠、屋敷、人畜が押し流されることを防ぐための一種の水制施設である。静かな洪水は当時止むをえないとなお我慢されたことであろう。もちろん大規模の長堤による水害防止は、近世はじめて可能になるものであつて、それには土工法の進歩とともに、大規模な労力の動員力があつてはじめて可能である。国人吉良氏が、その力に叶つた規模の霞堤を築造したことは大いに意味のあることである。なお前記「弘岡地検帳」中之村上之村には次のように、

万々サキ堤ノヲモテ

同 本御けわひテン 主作  
一、六代上 出十三代壹分勾 正木新大夫 紿

とあるが、これらが吉良氏の築造にかかるか、それとも後述のように長宗我部氏によるものかここで定めることはできないが、この場合ももちろん同じ理由で、前述吉良堤同様、溪谷からの激流を制御する霞堤式のものと思われる。なお森山氏に吉良堤同様の建設があつたかどうかであるが、「仲村郷森山地検帳」に

同じノ北の根ヨリ西

中ヤシキ 同（ヲキ大良村）土居宗左衛門扣 一、壱反卅代 出卅六代五歩内廿代アレ 蓮池る 喜津賀分

右の「根」である。この屋敷付近には、十四屋敷ある。何等からの水防設備ではなかろうか。また同地検帳にはこれに接して「川ニクエ」地が数筆ある。洪水で流失した田地である。さらに同地検帳には、これに近く、

同じ（長徳寺）ノ北土根かけて 同（沖大良村）同し寺領 一、壱反出貳代二歩 中やしき

とあり、ここにも付近に二十数屋敷ある。根といいこの「土根」といい、土居に通じる言葉であつて、名主の力

の誇示——防禦施設と考えるのが自然であろうが、仁淀川本流に近く分流も付近を流れ、近世を通じ洪水の害の大なる所であった。根、土根に吉良堤同様の小規模水制施設を考えられないだろうか。

木塚氏は東部を占めた関係上、おそらく水防施設はなかつたと思われるが、木塚氏も国人であれば、領内開発に無関心のはずはない。その点「吾川郡喜津賀東分地検帳」に

川原崎一貫タ。

一、壱段拾代 上々  
出廿弐代壱歩

同 同村 北代助兵衛給  
左 京 進 殿 御分

以下本来八筆合計一町一反の「一貫田」は注意される。切図によれば、木津賀古城東方の低湿地に一貫田はある。貫高を示す田地として室町時代開拓は自然である。位置も低湿地の最末端であつて、江が埋められてこの地域まで水田が拡大したことにも意味がある。国人木塚については、地検帳に「喜津賀」とあるほか、ほとんど何も伝えられてはいないが、地検帳の木津賀古城には、「政所ノタン」「北藏ノタン」「弓場ノタン」等がある。相当の政治的軍事的組織を持ったのであって、それが地域住民を動員して開田事業を成功させたものと考えられよう。

## 吉良氏滅亡

**被官契約** 名主の連合の上にあつた国人、そしてその国人のまた連合の上に成立した守護領国制の支配——室町時代の体制は、応仁の乱を契機に戦国期に突入するとともに脆くも崩壊して、戦国大名支配の新しい体制が各地に分国として生れてくる。以下強固な統一団結を持つ戦国大名の分国の成立を、被官契約として整理し、その特

徴を明らかにしてみよう。

まず以下三つの史料を見よう。

被官契約有るべき由に候間、下地五段給分としてこれを進め候。若し奉公無沙汰の時は、彼の在所取放つべく候、仍て後日の状件の如し。

永正十四年二月吉日

末延神右衛門尉殿

八郎（花押）  
〔末延文書〕

これはこの種の契約の早期のもので、土佐が戦国期に突入した永正四年（一五〇七）——守護代細川氏土佐退去——に近いものである。場所は香美郡大忍庄東川（香我美町）であるが、平等の契約すなわち名主相互の横の契約ではなく、土地を媒介にした上下主従の緊密なる縦の関係成立は、まさに戦国期秩序と見るべきであろう。

こうした関係は給与する土地を求めて頻発する戦争のなかで拡大されていく。すなわち「土佐国編年紀事略」に、

今度野田において合戦鎗仕り候条、則ち名字昇田新右衛門と御扶持候。弥忠節仕るべき由申付けらるべく候、仍て件の如し。

天文五年六月十七日

権助殿

国親

右の「国親」はもちろん長宗我部国親で、元親の父である。永正五年（一五〇八）父兼序敗死後幡多に逃れ、一條氏に頼つたが、やがて故郷に帰り、この時点では戦国大名へと発進する。「権助」改め「昇田新右衛門」は、新らしい武士階級の生まれ出る姿である。これに似たものに、後述のように一時一條氏が東諸木方面に進出、同地の有力者堀内氏に宛てた書状がある。「土佐国編年紀事略」に、

此の人物家に對し代々忠節たるにより、褒美として名字。仮名。名乗字。其れ出す処也。

天文廿二年正月末日

龜利市正康政

右の「龜利市正康政」は「一條家外戚の宰執などにて兼定を補佐する人」と同書は見ている。また右の「堀内九郎右衛門」は、東諸木で国人に準ずる勢力家と思われ、その子孫に後述の名庄屋堀内市之進、「治生録」の筆者である。それはとにかく、こうした戦国秩序はつぎつぎに生れてくる。

そうした中で次の同じく「土佐國編年紀事略」の文書は、さらに注意する価値のあるものであろう。<sup>(10)</sup>

今度忠節比類無きにより、瀬戸、黒丸両名の成物等差進め候。弥々子孫に於て相違無くその心遣第一なり。何も神事其の外惣名頭の儀は堅く馳走あるべく候。然に太郎四郎、五郎三郎事是又内々の心懸神妙の儀、一閣に引立申候は專一に、其外次郎五郎たれたれによらず本意専らに候。弓矢を出すたよりに成るべきともからに至りては、めし出し候。其の気遣肝(マハ)たるべし。返す返すも自余にじゅんすべからず。仍ての状件の如し。

天文十三年十二月 日

孝 賴

西内平左衛門殿

右の「瀬戸、黒丸」両名は土佐郡森郷（土佐町）の名である。<sup>(11)</sup> 注意されるのは、「然るに太郎四郎」以下「めし出し候」の間のことである。西内平左衛門は名主であった。その家族には太郎四郎以下多くの子弟があつた。それら子弟はいずれも血氣溢れる若者である。戦国的秩序の創出のなかで、運命を冒険に賭けようとする者である。これらの若者は西内氏に限らず土佐の山野に渦巻くエネルギーとなつてゐる。しかも名主の支配下にそれまでは自由を押えられている。それを戦国大名は被官契約によって捉えて、自家陣営に吸収する。生産機構からいえば、名体制は名子被官の農業の自立經營から崩壊していくが、政治的には、まず名主のもとから、その子弟あつた吉良氏を追うことにしてよう。

吉良氏滅亡 「吉良物語」によれば、吉良氏最後の領主吉良宣直は、南村梅軒の講説にも居眠りをする程度であつて、父宣経とは似てもつかぬ凡庸の国人であつたといふ。宣経が長宗我部氏により收拾統一されていく。前述史料ははからずも天文期に集中してゐる。これは意味のあることである。被官契約による縦の関係の強化によって、従来の横の関係の強かつた社会は変質し、強力な団結が生まれ、それが次の時代を開くからである。以下こうした新しい時代に推移することができず、戦国期初頭国人として栄光の歴史を綴りながらも、ついに没落滅亡しつた吉良氏を追うことにしてよう。

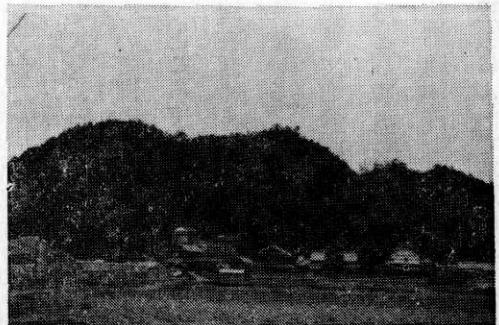
吉良氏滅亡 「吉良物語」によれば、吉良氏最後の領主吉良宣直は、南村梅軒の講説にも居眠りをする程度であつて、父宣経とは似てもつかぬ凡庸の国人であつたといふ。宣経が長宗我部氏により收拾統一されて天文二十年（一五五二）九月死去した後は政治を怠り、宣経の従弟で、宣経同様梅軒に傾倒した吉良左近宣義はついに絶望して死ぬ。そうした揚句の果て、永禄六年（一五六三）吉良氏の東の支城長岡郡大津郷鹿児城（高知市）が落ち、ついで同年弘岡城も落ちて吉良氏四百年の歴史は終る。いずれも長宗我部氏に敗北したものである。

ところで永禄六年（一五六三）吉良氏が長宗我部元親に滅されたということは、諸史料、諸戦記に反証が多く、現在認められていない状態である。しかもこの点が、とくに「吉良物語」の記事の信頼性を失なわせる契機となつてゐる。

さて吉良氏滅亡の状態を、信用のおけるとされる「土佐國編年紀事略」によつて、以下綴ることにしよう。順序として永正年代よりの吉良氏を見るに、永正元年（一五〇五）には、吉良平三尉が大平ら諸国人と協力して土佐郡鳴部神（高知市）を造営、同五年（一五〇八）には、同じ吉良平三尉が本山、山田ら諸国人と同盟、細川氏退去によつて窮地に立つた長宗我部兼序を滅ぼす。この吉良平三尉は吉良宣経の先代あるいは先々代に当ると思



(弘岡上行當)



城 (弘岡上行當)

われるが、宣経が「吉良物語」以外にその姿を顕わさないのに対し、完全な実在者として、かつての「吉良中務丞」「吉良蔵人」とともに注意される。その後吉良氏の姿は杳として伝えられるものがないが、永正末年から大永年中にかけて、吉良氏によってはきわめて憂慮すべき情勢が生まれてきたようである。

まず永正十四年（一五一七）高岡郡半山城主津野元実が、高岡郡戸波郷（土佐市）で一條氏と大平氏の挾撃を受け、恵良沼に敗死する。この敗戦の津野氏に与えた影響は大きく、ついに一條氏に降ってその輩下となる。これはやがて一條氏が高東地方に進出する契機である。またこれに対し嶺北本山城

（本山町）を根拠とする本山氏の南下は、同じく永正一大永の間であった。

本山氏が高知平野に進出朝倉城を占拠した年代は伝えられていないが、注意されるのは、「土佐国編年紀事略」所収の左にあげる棟札である。

棟上奉る大日本國土州土佐郡朝倉庄池内天神社一字、大檀那八木実茂并びに才家氏安満、願主又左衛門氏、大工藤原正守、同守重、大永七年丁亥弥生三日

右の「池内」とは、もちろん伊野町池ノ内であつて、吉良氏の所領弘岡とは、荒倉山の山脈一つを隔てた至近の距離である。この棟札によつて、この地がすでに大永年中本山氏の所領となつたことは、同書の編者中山巖水がいみじくも「本山氏斯にて朝倉を領す」と断じた通りである。当時本山氏は武将本山清茂・梅慶の活動期でもあつた。なおその翌年には、本山氏は土佐郡土佐山村の御靈社を造営している。嶺北から進出した経路を伝える

ものである。

こうして、本山、吉良は領域を接することとなつたので、両者の境界にある弘岡上行當には、墨が築かれて防禦の第一線となる。行當切抜の東約二百メートルにある小丘がそれと伝えられ、その墨の西側鞍部は八田村末田に通じる山道である揚田武実氏御教示。かくてついに吉良氏最後の日は来る。同書所収の「古城伝承記」には軍記物語風に次のように示す。

本山茂辰、吉良駿河守が贊殿河に出で狩獵するを伺ひ、七百余兵を二手に分け、一手は吉良の城を襲ひて此れを取らしめ、一手は贊殿川に向ふ。時に駿河守は如来堂(12)と云ふ島に上り、鵜をつかわせ居たる処へ、ゆきとうの山陰より時を作りて弓、鉄砲を打かくる。是を見て駿河守船に乗らんとせしが、流れ矢眉間に当るにつき腹搔切(かきき)つて死す。

名族吉良氏の最期らしい壮烈な戦死である。吉良氏は頸兵を持って行當の墨を守つたので、ここ八田村（伊野町）の末田でも死闘があり、末田古戦場として記念されていた碑は撤去。右の「本山茂辰」は清茂の子で、後吾南、高東まで手を伸ばしたが、長宗我部元親と戦つて敗北し、その所領を奪取される。勝つ者負ける者も所詮は統一への過程であつて、そこには統一に向つて悲惨な犠牲の血が流された感がある。

ところで本山清茂は、天文二十四年（一五五五）死と伝えられているので、後述の吉良氏滅亡の時点ではまだ健在であり、父子相扶けて本山氏全盛期をではなく、本山氏であつたことになるが、「古城伝承記」も「吉良物語」と

同じ軍記物である。完全に信用できるとは云えない。その時「土佐国編年紀事略」の編者は、そのきめ手として例によつて神社の棟札を引用する。すなわち荒倉神社棟札に

上棟荒倉諏訪大明神、大檀越清茂、天文九庚子十一月十九日、勧進楠王丸

右の清茂はもとより本山清茂で、天文九年（一五四〇）の「上棟」とは、本山氏が弘岡村を征服支配し、改めて村人の伝統の信仰厚い荒倉神社に敬意を表するため、その社殿を新たに造営したものである。編者中山巖水が「大永七年池内天神棟札に八木実茂あり。実茂は本山氏にて、今年既に朝倉を領す。天文九年弘岡村荒倉社棟札（天文）に大檀那清茂あり。清茂は所謂梅慶にして、今年既に弘岡を領するときは、吉良氏の滅亡蓋し大永七年より九年迄の間にあるべし」と論じたのは正しく、吉良氏滅亡は天文九年（一五四〇）に近い数年前のことであろう。したがつて「吉良物語」の永禄六年（一五六三）はまた誤りということになる。<sup>(13)</sup>吉良氏滅亡の意義は大で、大平氏もこれについて衰え、すでに一條輩下となつた津野氏を加えて、有力国人三氏は戦国の争覇戦より姿を消す。代つて西より一條氏、北より本山氏が進出、天文一弘治一永禄と仁淀川一吾南平野を挟んで対立抗争することについては次項にゆずる。

**本山、一條の対立** 天文九年（一五四〇）前数年に本山氏が吉良氏を倒したことは、前述のように確かめられたが、この時本山氏は、吾南のどの地方まで支配するようになつたのであらうか。諸書の伝える所では、弘岡村付近だけであつて、他の村々の国人森山氏、木塚氏等は、一條氏の配下に付いたようである。これは本山氏が吉良氏を滅した勢いに乘じ、高岡郡に進出、津野氏を救援して天文十三年（一五四四）四月、津野本庄（須崎市）に一條氏と戦つたのが、おそらくは失敗し、一條氏は逆に東進して大平氏を従えて、高東平野を占領、さらに吾南地方にまで進出したからである。天文二十二年（一五五二）には、一條氏は高岡郡蓮池村（土佐市）若宮八幡宮を

修造、また翌年には同郡浦ノ内村（須崎市）の鳴無神社を修造する。さらに前述一條氏の臣穂利市正康政が、東諸木の堀内九郎右衛門に与えた書状は、一條氏の勢力が前述のように森山、木塚の国人層を従えたことを明らかに示すものである。

そうした一條氏優勢の中で武将本山清茂が、天文二十四年（一五五五）死んだことは「同上」、やがてくる本山氏敗退の先触れとも思われるが、当面本山茂辰の武将としての活躍は、清茂死後活発化する。これよりさき本山氏は、吉良氏滅亡後名家吉良を名乗つて、吉良姓平氏<sup>(14)</sup>となり、やがて弘治年中一條氏が伊予攻略に失敗する機を窺つて、一挙に吾南平野を併呑する。「土佐国編年紀事略」には、弘治三年（一五五七）二月「吉良式部少輔茂辰吾河郡森山の城、並に秋山の城を攻て是を取る」とあり、

按に古き苗歌に、森山をせめし其日のひるほどに、筆をそろへて書けとつきせず、よめとつきせず、やがて其日のほりの埋草。とあるは、此城攻のこととを語えるなるへし。

とする。「吾川郡森山地検帳」によれば、森山城は荒廃し、「森山分」とあるのはかつての森山氏の支配を示すものであつて、この時茂辰のために国人森山氏は没落する。吉良氏について約二十年後である。秋山方面も地検帳には「森山分」とあるので、ここに森山氏配下の者が秋山城主として在城したであらうが、この時また滅び去つたのであらう。勢いに乗じた本山氏は、さらに一挙に蓮池城に迫り、一條氏の守兵を駆逐して占領する。おそらく森山城でも本山、一條は戦つたのであって、「土佐国編年紀事略」には、弘治三年（一五五七）高岡郡塚地村末政名（土佐市）を、吉良茂辰は家臣田上善右衛門に与えているのであって、一気に高東平野を本山氏が占領した何よりの証拠である。

以後本山氏は浦戸城（高知市）にまで進出、浦戸湾中央を南北に引いた線から、戸波郷西端名護屋坂に至る間

を、長宗我部氏と争覇戦開始にいたる四年間維持し、朝倉城を中心に全盛期を現出し、永禄元年（一五五八）茂辰は芳原若一王子宮を、また翌年には弘岡荒倉諏訪神社を修造し、その支配の状態は明らかである。

本山氏の最後はなお後述とするが、前述森山氏最後の姿を語る苗歌一田植歌に「筆をそろえて書けどつきせず、よめどつきせず」という哀話も、「其日のほりの埋草」となって、今はまったく何も伝えられていないが、（説）

残酷無残な戦いのなかで、国人森山氏は滅び去り、これに従つた人びとも多くは討死し、在地は激しい変動を起したことであろう。「仲村郷森山地検帳」が在地の激動をかすかに伝えるばかりである。国人森山氏を支えた名主も没落し、一部をのぞけば本来の名主の姿は失われたものである。今や吉良氏すでに亡く、森山氏また滅びた。残る木塚氏は、なおこの時本山氏との関係をどう調整したかわからないが生き残り、次の本山、長宗我部氏の争いのなかで姿を消していく。木塚氏滅亡の遅かつたことは地検帳の記述にも読まれるようである。

註1、文治政治的発想であり、戦国期のものは考えがたい。芝山は宣経に仮托して理想の武将を描いたようである。

註2、「今川状」には、「吉良條目」に通じるものがある。近世大いに愛読された「今川状」の影響を考えてはどうかと思う。

”3、「南学史」寺石正路には、「大内家有力知名の士一百八十人中梅軒の名を署するを見れば、兎に角當時一流の鳴盛家たりしは疑なし」として、梅軒の実在を主張している。

”4、朱子学の研究法の討議、討論は、宋の知識階級の中に成長したものという。近世初期の儒学の発達が、日本にもこの風を普及させたのではなかろうか。

”5、義堂周信の「空華集」には、「今時学者心術正しからず。故に讀書多しといえども、施用する所無し」原漢文とある。

”6、関田駒吉氏は「土佐史談」で、「土佐の南學は其の源流を天文年間の南村梅軒に帰」することに疑問を持ち、「師弟

伝承の一端を伝ふるもの」とし、むしろ吸江寺の学統を尊重すべきであるとする。

”7、弘岡中の薬師堂の仏像に限らず、町内の仏像の調査と保護は急がれるべきである。

”8、荒鞍川内より流れる溪流の制水用とも考えられる位置にある。

”9、「土佐軍記」所収の七守護一有力国人の所領は三千貫である。これは一貫を一町一反とすれば三千三百町一三万三千石となり、過大であるが、「香我美郡山田郷垂生谷地検帳」の名単位の貫高から算定される数字は、一貫＝一町一反に大体近いようである。

”10、「参考土佐軍記」中山嚴水に、

式人の子相届させ候つる事比類無く忠節に候。褒美として子共侍にし候て、福左衛門事名字申付け候。恐惶謹言

永祿六年正月吉日

窪田福左衛門殿

右の史料も被官関係の成立発展を示している。

”11、「平三尉」によって吉良氏は平氏であったことになる。「旧説吉良氏を以て源氏とす。今此の棟札に拠るに平氏なる似たり」「土佐国編年紀事略」である。

”12、弘岡上如来堂は、高さ五メートル、長さ一〇〇メートル弱の小丘である。竹籠に包まれて森閑としている。今は付近水田の灌漑用水の配水所になっている。

”13、天文九年（一五四〇）までに吉良が滅びたとなれば、吉良宣経の天文二十年（一五五一）死「吉良物語」と大きく矛盾し、「吉良條目」「南學伝來」の歴史から吉良宣経にまで影響する。

”14、本山氏もすでに名家吉良を名乗っている。戦国の新しい秩序の成長の中で、こうした旧いものへの関心をどう理解するべきであろうか。

”15、秋山城には秋山刑部丞が在城したという「土佐国古城略史」。「仲村郷森山地検帳」には秋山村に、「同じ（カウソノ前）ノ北中城ト有」と出ている。これを地図に照合すれば、秋山の土居の後方四二三の丘に当るようである。なお「土佐物語」には「森山、蓮池砦落去の事」と劇的に記され、本山勢六百に対し「城兵」二百余騎、元来期したる事なれば、些も擬議せず打つて出で」奮戦の上陥落している。森山城には一條の武士も籠っていたようである。